なごや見守り情報（名古屋市消費生活センター）　令和７年 10 月 24 日

訪問や電話で給湯器の無料点検を持ち掛ける業者に注意！

突然の訪問や電話で給湯器の無料点検を持ち掛け、不安をあおって高額な給湯器を購入させる手口が多発しています。身分を偽るケースや、不安をあおって契約させるケースがみられるので、注意が必要です。

■【事例】給湯器の無料点検と言われて依頼したが、新しい給湯器を勧められ、 高額な契約をしてしまった

自宅に「給湯器の無料点検をしている」と業者が突然来訪した。給湯器が古くなり、別の業者に見積もりを依頼していたこともあり、点検を依頼した。「劣化している。火災の心配もあるので交換が必要だ」と新しい給湯器に交換するよう勧められたので、あせってその場で６０万円の給湯器を契約した。その後、見積もりを依頼していた業者が来訪したので、契約書を見せたらとても高額だと言われた。工事日は２週間後だがやめたい。

⇒訪問販売で契約した場合は、契約書面を受け取った日から８日以内であればクーリング・オフができます。早めに通知を出しましょう。また、クーリング・オフ期間を過ぎていても被害を抑えられる場合があります。早めに消費生活センターに相談してください。

■不安をあおるようなことを言われても、うのみにしない！あわてない！

事前に電気会社やガス会社、給湯器メーカー、自治体をかたる電話があり、「お宅の区内で火災が多い」などと告げて給湯器の無料点検をもちかけられるケースもあります。また、給湯器の点検を理由に来訪し、「給湯器は問題ないが、分電盤が古いのですぐに交換しなければ危ない」と言われ、高額な分電盤の交換を契約してしまったとの事例もあります。

不安をあおる電話で点検をもちかけられたときは、きっぱり断りましょう。後から不審に感じ断りたいと思っても、相手と連絡が取れないことが多いようです。もし連絡が取れず訪問された場合は、ドアを開けず、インターホン越しに断りましょう。

給湯器等について不安がある場合は、購入したメーカーや販売店に点検を依頼しましょう。

早めに気づくことが被害を最小限にとどめる第一歩です。消費生活相談は当事者からご相談いただくことが基本ですが、ご家族や高齢者を見守る方からのお問い合わせにも応じています。

◆この記事についてのお問い合わせ◆
名古屋市消費生活センター（啓発担当）Tel.052-222-9679
◆個別のご相談は◆
名古屋市消費生活センター　Tel.052-222-9671　月～土曜日(祝休日・年末年始を除く)9:00～16:15
消費者ホットライン　局番なしの 188(いやや!)　年末年始を除く毎日　お近くの窓口につながります